

社会福祉法人鶴守会 処遇改善加算金の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鶴守会（以下「法人」という。）給与規程に規定する給与とは別に、厚生労働省が平成24年に創設した介護職員処遇改善加算制度（以下「介護職員処遇改善加算制度」という。）に基づき、法人の介護職員等に対し支給する処遇改善加算金（以下「介護職員処遇改善加算金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 法人の常勤職員又は非常勤職員の別を問わず、厚生労働省の定める介護職員処遇改善加算制度の支給対象職員を対象とし、介護職員以外の職員もその対象とする。

(支給額)

第3条 介護職員処遇改善加算金の支給額は、介護職員処遇加算制度による加算見込み額の範囲において、常勤職員又は非常勤職員の勤務時間によって案分する。

(支給日)

第4条 当月分の支給予想額を、毎月末支給の給与に加算し支給する。
また、給与規程に規定する給与とは別に支給する。

(在籍の限定)

第5条 介護職員処遇改善加算金は、支給日現在に在籍していない者については、支給しない。

(キャリアパス)

第6条 職位、職責、及び職務内容に応じた任用要件、賃金体系については、別表のキャリアパスに定める

(その他)

第7条 この規程は、介護職員処遇改善加算制度が終了すると同時に廃止するものである。

附 則

1. この規程は令和6年4月1日から施行する。